

「簡素で一元的な権利処理」の在り方に関する論点整理

1. 目指すべき方向性と留意すべき点

- 利用円滑化による対価還元の創出や増加が新たな創作活動につながるという「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指し、文化振興を図る。例えば、権利者の探索等の費用及び手続負荷が原因で利用されてこなかったコンテンツについて、取引コスト全般を低減し、利用されるようにすることで、新たなビジネス展開や正規品の流通拡大につなげ、新たなクリエイターの発掘等文化の裾野を広げる。
- 一つの方策で解決できるものではないため、実現可能な時間軸を考慮しつつ、効果的な方策を組み合わせる。
- 今後の検討に当たり、次の項目への留意を適切に行う。
 - ・ クリエイターの意思（許諾権等）を尊重する。
 - ・ 二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないようにする。
 - ・ 既にプロ同士や一般利用者向けの商取引等のライセンスビジネスや商慣行が成立している場面への悪影響を与えない仕組みづくり。
 - ・ 管理運営コストの負担を考慮し、将来にわたり持続可能な仕組みとする。その際、Japan Search 等、既存の関連する活動や取組とつながり、連携できるようにする。
 - ・ 利用者が安心して著作物を利用できる仕組み

2. 想定される場面

- 今回の措置が必要とされる場面（特に、利用の促進による新たな対価の創出が期待される場面）は、次のような場合を想定することができる。
 - ・ 過去の放送番組や舞台公演、過去に出版された書籍・雑誌に掲載された挿絵や写真等のデジタルアーカイブ・配信
 - ・ 権利者不明又は権利者に連絡をとることができないこと等により利用許諾が得られないコンテンツの活用
 - ・ 著作権の相続等により複数の権利者がおり、全員の利用許諾を得ることができないために利用に至らないコンテンツ
 - ・ UGC（一般ユーザーが創作する作品）等のデジタルコンテンツのインターネット配信等の二次利用
 - ・ 授業目的の複製・公衆送信に係る権利制限規定の範囲を超える利用（教職員研修や生涯学習等）

3. 具体的な方策

(1) 権利情報データベースの構築、集中管理の促進

(権利情報データベースの構築について)

- 現在、著作権等管理団体や一部の権利者団体において、各団体の管理業務や流通等のためのデータベースが整備されており、その内容や公表範囲は様々である。
- 分野を横断する包括的な権利情報データベースは、利用者にとって権利者探索のコストを軽減するとともに、クリエイターにとっても利用機会の拡大等に資する。また、著作権等管理団体にとっては、適正な分配や管理運営コストの軽減にもつながる可能性がある。
- このため、既存のデータベースと連携させた、分散管理型の分野横断的な権利情報データベースの構築が望まれる。その場合、システムの規格を標準化する必要があるが、著作物の分野により、団体のデータベース整備の状況が異なること、ビジネス等における情報ニーズが変わることから、拡張性の高い仕組みを構築するべきである。あわせて、データベースに掲載する権利情報の統一やフォーマットの標準化、それぞれのデータベースにあるデータを紐づけるために必要なIDやコードに関するルール等、より詳細な検討が必要である。
- 一方、実現可能性や持続可能性の観点から、データベースの構築及び管理・運用にかかるコストの負担等を考慮する必要がある。これについては、本データベースを利用する主体や管理運営する主体を踏まえ、権利情報等必要最小限の設計とすることや、コンテンツ情報については、音楽権利情報検索ナビや Japan Search 等の既存のデータベースとの連携等の工夫が考えられる。
- また、分野ごとのデータベースを拡充していくことも必要であり、例えば、令和3年の著作権法改正で可能となる図書館資料等の公衆送信を視野に入れた書籍等のデータベース構築も進められるべきである。
- その他、集中管理がされていないコンテンツやUGC等に関する情報が掲載されることが望ましく、著作物等の利用条件等を登録、公表できたり、対価を得られたりするといった、利用者にとっても権利者にとってもWin-Winとなる仕組みを目指すべきである。例えば、登録のインセンティブを付与するため、商用利用のためのデータベースやサービスへの接続や、コンテンツ投稿プラットフォームとの連携も合わせて検討すべきである。
- これらを推進するための調査研究の実施等の支援の在り方についても、引き続き検討が行われることが望ましい。

(集中管理の促進について)

- 集中管理はコンテンツの円滑な利用促進に貢献するものであり、促進されるべきものである。商業用映画等、権利者自らが個別に管理しライセンスを行う権利者の意思を尊重しつつ、集中管理団体が集中管理を促進するための次のような機能強化方策を検討すべきである。

- ・ 各分野に必要な情報を掲載したデータベースの構築・運用
- ・ 集中管理団体による無断利用対策や対価還元
- ・ 集中管理の意義やメリット等も含め、クリエイターへの著作権教育の実施

(2) 分野を横断する一元的な窓口組織による権利者探索等

- 「分野を横断する一元的な窓口組織」を設けて、次のような役割を担うことについて、権利処理に係る探索コストの低減や適法なコンテンツ利用の向上に資することから、検討すべき。その際、(1)の権利情報データベースの構築、集中管理の促進と組み合わせて取り組むべき。
 - ・ 集中管理団体や権利者への接続の円滑化
 - ・ 権利者等の特定が困難な場合の探索支援
 - ・ 権利情報データベースの構築や運用
- 「分野を横断する一元的な窓口組織」には、既に運用されている仕組や組織を参考にしつつ、権利者・利用者側双方が参画する事が望ましい。また、組織の運営に係る費用を最小化するためにも、(1)の権利情報データベースの活用等を併せて検討することが重要である。
- さらに権利者不明等の著作物や権利情報データベースになく個々のアクセスが困難な場合等について、行政手続や供託手続によらず利用可能とするような新しい権利処理の仕組みを、(3)の拡大集中許諾制度の議論や(5)の現行の裁定制度の見直しとあわせて検討すべき。

(3) いわゆる拡大集中許諾制度による権利処理

- 利用者が、個々の権利者への利用許諾申請に代わり、特定の組織への利用許諾申請を行うことで、著作物の利用を可能とし、特定の組織から個々の権利者に対価が還元される仕組みの導入については、複数の権利処理を行う場合にワンストップで権利処理ができる、権利者不明や権利関係の判明に時間を要する場合にスピーディーに権利処理できる等といったニーズや期待がある一方で、①既存ビジネスへの影響、②使用料の硬直性（選択的に交渉することができないために割高となったり、一律の使用料設定で安価になったりするといった懸念）、③集中管理割合が低く担える団体がないため実効性がない、といった懸念がある。
- これらの懸念やデメリットについては、例えば、個別の特定の利用場面や特定の著作物等を対象とする仕組み（いわゆる個別ECL）とすることや、簡易でわかりやすいオプトアウトの仕組みを設けること、集中管理やデータベース等の環境整備を整えていくことで、解消していくこともできると考えられる。
- このため、いわゆる拡大集中許諾制度による権利処理の実現を検討するにあたっては、(1)の権利情報データベースや集中管理の促進や(2)の権利処理に資する一元的な窓口の創設、(5)の現行の裁定制度の見直しと併せて検討を行っていく必要がある。また、いわゆる拡大集中許諾を担うことのできる特定の組織の要件（著作権等の管理率／データベース等の保有による情報把握の程度／制度上の権限付与／組織の構成員（権利者若しくは利用者又はその双方／運営の透明性））についても検討を行う必要がある。

(4) UGC等のデジタルコンテンツの利用促進

- 「UGC」や「アウトオブコマース」等についての利用促進については一定のニーズがあるが、これらを定義することや具体的に当てはめていくことは難しいと考えられる。このため、例えば、ネット上で非営利・無料で公開している場合や、利用条件等により権利者の意思が明示されていない、連絡をとっても回答がない、というような客観的な条件や一定の手続を設け、暫定的利用を可能とする制度設計が可能かを検討することが考えられる。
- 一方で、多くの「UGC」等がSNSやプラットフォームに掲載され、それぞれの利用規約等に即して利用されている実態があるほか、商用コンテンツや必ずしも適法な利用とはいえないコンテンツが含まれる「UGC」等が存在することを踏まえると、この検討に当たっては、「UGC」等の利用場面として想定される具体的なニーズを踏まえた上で、(2) 権利処理に資する一元的な窓口や(3) 拡大集中許諾制度、(5) 現行の裁定制度の改善等の全体の議論の中で検討を進めることも考えられる。
- また、「UGC」等について、(1) の権利情報データベースや民間のコンテンツ投稿プラットフォームにおける二次利用に関する意思表示の仕方や仕組みを促すことが重要である。

(5) 現行の裁定制度の改善

- 裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を権利者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度である。
- 裁定制度については、これまでも制度面・運用面の改善を行ってきており、裁定件数は増加傾向にあるが、権利者が不明であるという事実を担保するに足りる程度の「相当な努力」を行った上で、補償金の適切な額の算定を行う必要があり、その運用の改善のニーズは多い。
- より迅速な改善方策として、例えば、申請に必要な供託手続の不要化、供託金の算定の根拠となる情報の提供、供託手続の改善又は供託金に係る制度の見直しや手続の民間委託などが考えられる。
- なお、具体的な方策については、(2) の権利処理に資する一元的な窓口の担う業務と組み合わせて検討する必要がある。

(6) その他

- 保護期間の複雑な計算や著作権者等の没年不詳の場合について、著作者の没年不詳かつ著作権者の検索困難な場合に、保護期間を推定させる仕組み等を検討してはどうか。

- 複数の権利者のうち一部の者の許諾が得られず、利用に至らないコンテンツについて、例えば一部の権利者を検索しても見つからない場合や、連絡しても返事がない場合等の一定の要件を定め、暫定的に利用を認めるのはどうか。
- 多様な主体、場面によるデジタル・ネットワーク技術を活用した新たな普及啓発方策について、クリエイター同士が学ぶことのできるプラットフォームの創設を含め、クリエイター向けの支援や教育への期待は高い。また、二次創作を行っているアマチュアクリエイターや、利用者も含めて、著作権法の理解を浸透させることが必要である。
- このほか、DX時代におけるコンテンツの利用促進・対価還元方策として、フィンガープリント等の既存の技術を活用した方策の導入や、新たな技術の活用可能性も視野に検討を行ってはどうか。

(以上)